附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、掘削前調査の方法のみとする。

## ○環境省令第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項、第三項第一号、第六項及び第八項、第二十三条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第一項並びに第二十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣　小沢　鋭仁

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

汚染土壌処理業に関する省令

第一条第一号中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二条第一項中「別記様式」を「様式第一」に改め、同条第二項第二十一号を削り、同項第二十号中「次号及び」を削り、「書面」を「書類」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号中「地下水」の下に「（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第四条第一号ト、第五条第十三号において」及び「第四条第一号チ及び第五条第十四号において」を「以下」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第九号から同項第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「開始」の下に「及び継続」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「にあっては、」を「のうち」に、「場合における」を「施設にあっては、」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し

第二条第二項第二十二号中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に、「場合における」を「場合には、」に、「当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類」を「当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に、「第十五号から第十九号まで」を「第十六号から第二十号まで」に改める。

第四条第一号ト(1)(ロ)中「排水」を「排出」に改め、同号リ中「ただし、」の下に「埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において」を加える。

第五条第四号イ中「超える汚染土壌」の下に「又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設（再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあっては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。

第五条第四号ロ中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に、「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第六号中「浄化等処理施設にあっては、」を削り、同条第十五号中「が設置されている場所にある地下水の下流側の当該汚染土壌処理施設の周縁において、三月に一回以上地下水を」を「の周縁の地下水を三月に一回以上」に改め、「、当該」の下に「周縁の」を加え、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「いう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第十六号イ中「量が」を「量について」に、「超える大気有害物質を」を「超えて」に改め、同条第十七号イ中「法第十六条第一項の環境省令で定める」を「規則第五十九条第三項に規定する」に、「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「もの」の下に「（以下「浄化等済土壌」という。）」を加え、同条第十九号中「汚染土壌処理業者にあっては」を「汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）は」に改め、「、当該処理を終了したときは」を削り、「当該処理を委託した」を「当該汚染土壌を引き渡した」に改め、同条第二十号を次のように改める。

二十　第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

イ　当該汚染土壌を引き渡した年月日

ロ　当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称

ハ　当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨

第五条の次に次の九条を加える。

（記録の閲覧）

**第六条**　法第二十二条第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。

イ　次条第一号から第六号までに掲げる事項　当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日

ロ　次条第七号から第十号までに掲げる事項　当該測定の結果を得た日

ハ　次条第十一号及び第十二号に掲げる事項　当該搬出をした日

二　記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

（記録する事項）

**第七条**　法第二十二条第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地